平成22年度道路交通センサスによると、県道粉河加太線の自動車交通量は、和歌山市山口西地内で12,614台／日であり、混雑度は1.49となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線と高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線とが一体となって、本地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目についても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナニワトンボ、ハネビロエゾトンボ、カスミサンショウウオ等の生息が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ハヤブサ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く残されることなどから影響は小さいとされている。ナニワトンボ、ハネビロエゾトンボ及びカスミサンショウウオについては、生息環境を高架で通過することなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、キキョウ、ミズマツバ等が確認されているが、生育地が計画路線から離れていることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく２車線又は４車線の自動車専用道路と、本路線と高速自動車国道とを連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成10年８月18日及び平成11年12月３日に都市計画決定され、平成21年３月31日に変更決定された都市計画と、一部区間の車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件自専道事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、一部区間は２車線の事業として施行するものであるが、土工量、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本件自専道事業の施行に伴う附帯工事及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域の内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、和歌山市長を会長とする和歌山県京奈和自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県紀の川市役所、岩出市役所及び和歌山市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内

○国土交通省告示第七百九十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

三アの中「西区名駅二丁目九番十四号」を「中区丸の内二丁目二十番二十五号」に改め、三タ中「大字大瀬名二三七番五」を「字大瀬名二三七番五」に改める。

○国土交通省告示第七百九十五号

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十四条の八の規定により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から実務修習機関の担当役員の変更の届出があったので、同法第十四条の二十一第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

担当役員の氏名の変更

変更前　熊倉隆治、権藤幸憲、村木信爾

変更後　松永明

変更年月日　平成二十四年六月十九日

○海上保安庁告示第百八十一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

位置	名称
所在地	和歌山県和歌山港（新港南防波堤外端）
北緯	三四度一二分一八・三一秒
東経	一三五度一四分七・〇八秒
名称	本新港南防波堤灯台